

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内士法施行細則（昭和二十四年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（登録の申請） 第二条（略） 2 省令第十六条第二項第一号（省令第三十六条）において準用する場合を含む。）の健康診断書は、別記様式第一号による。</p> <p>3（略） 4 省令第十六条第二項第三号（省令第三十六条）において準用する場合を含む。）の法第四条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面は、別記様式第二号による。</p> <p>5 省令第十六条第二項第五号（省令第三十六条）において準用する場合を含む。）の代理する権限を付与したことを証する書面には、省令第十三条第一項（省令第三十六条）において準用する場合を含む。）に規定する非居住者とその代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>（代理人の誓約書の提出） 第三条 省令第十三条第一項（省令第三十六条）において準用する場合を含む。）の規定により代理人となるものは、別記様式第三号による誓約書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（地域通訳案内士の修了証明書） 第四条 省令第三十六条において読み替えて準用する省令第十六条第二項第二号の法第五十五条の研修を修了したことを証する書類は、別記様式第四号による。</p>	<p>（登録の申請） 第二条（略） 2 省令第十六条第二項第一号（省令第三十七条）において準用する場合を含む。）の健康診断書は、別記様式第一号による。</p> <p>3（略） 4 省令第十六条第二項第三号（省令第三十七条）において準用する場合を含む。）の法第四条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面は、別記様式第二号による。</p> <p>5 省令第十六条第二項第五号（省令第三十七条）において準用する場合を含む。）の代理する権限を付与したことを証する書面には、省令第十三条第一項（省令第三十七条）において準用する場合を含む。）に規定する非居住者とその代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>（代理人の誓約書の提出） 第三条 省令第十三条第一項（省令第三十七条）において準用する場合を含む。）の規定により代理人となるものは、別記様式第三号による誓約書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（地域通訳案内士の修了証明書） 第四条 省令第三十七条において読み替えて準用する省令第十六条第二項第二号の法第五十五条の研修を修了したことを証する書類は、別記様式第四号による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。